

コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務 仕様書

1 業務名

コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務

2 事業目的

Society5.0 時代を共創する IT 人材・IT 産業の集積地「信州」を目指す「信州 IT バレー構想」を策定し、その推進体制として「信州 IT バレー推進協議会（NIT）」を設立した。

現在、産学官金 52 機関で構成されており、信州 IT バレー構想の実現に向けた 3 本の柱（①IT ビジネス創出・誘発、②産業 DX、③人材育成・確保）に寄与することを目的としている。

R 3 年度は新たな IT ビジネス（開発型 IT 企業）を創出するため、産学官連携コンソーシアムを活用したニューノーマル対応、地域課題解決、産業や自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に役立つ事業に、IT システム開発等の費用を補助する「コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業」を実施した。

信州 IT バレー構想及び信州 IT バレー推進協議会の取組を PR するとともに、県内 IT 企業の開発力向上やビジネス創出を促すため、コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業のプロジェクト内容や成果等の映像を制作し、国内外に発信するため、本事業を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

本業務は次のとおりとする。次の作業以外にも必要と思われる作業については、協議を行い受託者が行う。

(1) 本業務の実施体制の整備

企画・構成、取材・撮影、編集等映像制作に係る作業の全てを行うこと

映像を制作する事業者の選定については、事前に長野県テクノ財団（以下「財団」という。）が行う。

(2) 企画・構成

ア 信州 IT バレー構想及び信州 IT バレー推進協議会（NIT）の取組の PR として活用できるものを想定し、提案すること

イ B to B 向けとして展示会等で活用できるものを想定し、提案すること

ウ 効果的、魅力的に伝わる映像とすること

エ 閲覧者のオペレーティングシステム、端末の利用環境に依存せず、複数のブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Fire Fox 等）での閲覧を想定し、最新のウェブ基準に対応したものにすること

オ タブレット及びスマートフォンでの閲覧を想定し、デザインを作成すること

(3) 取材・撮影

ア 取材、撮影に関する具体的な内容（日時、場所等）については、事前に採択事業担当者（以

下「担当者」という。)と協議のうえ、決定すること

イ インタビューの内容については、事前に財団及び担当者と協議のうえ、決定すること

ウ ドローンの撮影に関しては、国土交通省の許可等を得ており、適切な飛行を行うこと

エ プロジェクト内容に応じて、映像のみ、アニメーションのみまたは映像とアニメーションの組み合わせによる制作が選択可能とすること

オ 映像は4Kでの撮影を行い、撮影したデータは一式納品すること

(4) 編集

ア 映像のコンセプトに合った音源を選定する。また内容によりテロップやナレーションを挿入し、効果的な映像とすること

イ BGM等の音楽素材の仕様に関しては、基本的にオリジナルまたはフリー音源を使用など、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続等を必ず行うこと

ウ 映像の編集は4KまたはフルHDとし使用用途に合わせた提案を行うこと

エ 財団及び担当者に内容確認し、修正等の指示があればその指示に従うこと

(5) プロジェクト管理

ア 本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの担当者を定め、明示すること

イ 本業務全体の責任者及び個別業務ごとの実務担当者には、映像制作の実績・経験が豊富にあるものを選任すること

ウ 受託者は契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール等を記した「計画書」を作成し、財団担当者と共有すること

エ その他、財団と受託者の間で確認や協議が必要な事柄が発生した場合は、必要に応じて随時打ち合わせなどを行うこと

5 留意事項

(1) 本仕様書に記載が無くても当然実施すべき作業等があれば、受託者は財団の承認を得て適正にこれを行うこと

(2) イラスト・ロゴマーク・イメージ素材などの画像を利用する場合は、他者の知的財産権を侵害しないようにすること

6 検査・納品物

(1) 概要

納品物、納入方法は以下のとおりとする。なお、納品時に完成検査を実施する。

検査を行うための費用は、受託者が負担すること

(2) 納品物

納品物の作成に係る費用については受託者の負担とする。

ア データ納品 MP4 (50Mbps)

イ その他財団が必要と判断した書類は速やかに作成すること

(3) 部数・納入方法

- ア 1部納品すること
- イ 当協議会WEBサイトに掲載すること

(4) 納品場所

長野県長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター3F
公益財団法人長野県テクノ財団 イノベーション推進部 信州ITバレー推進室

7 保証年数（契約不適合責任期間）

本契約完了後翌日から1年間を保証期間（契約不適合責任期間）とする。

8 著作権等

この契約の対象となる成果物の著作権については、財団に帰属することとする。

成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること

また、本業務で作成した財団オリジナルのものを他業務に流用することを禁じる。さらに、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争などが生じた場合、当該紛争の原因が財団の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること

9 業務の再委託

受託者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に財団から承認を得た場合は、この限りでない。この場合については、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に関する管理方法などを書面により提出すること

10 守秘義務

本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。また、本業務の履行に関して知り得た情報を役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

11 その他

- (1) 仕様変更、機能追加などについては、財団と受託者との協議により取り扱うこと
- (2) 受託者の責めに帰すべき理由により、財団又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること
- (3) 本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、財団と協議すること